

区のお知らせ

東京都港区役所
総務課

No. 202

戦地加算が復活

軍人軍属恩給
これまで認められなかった軍人軍属恩給の「戦地加算」が復活しました。
普通扶助(普通扶助助料) 実在昭和と加算年をくわえて 下士官、兵、十二年 准士官以上、十三年 軍属、十七年 になるものには、普通恩給

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

加羅先代萩



港区役所の正面を築路にある。御影石で作った正方形の井戸で、領らの碑に「浅岡飯たきの井」と記してある。碑は明治二十八年十一月の建立で、井戸の上には天蓋がしてある。芝原で名高い「加羅先代萩」すなわち伊達家時、浅岡の局は肝煎原田甲斐が幼君

手代を毒殺しようとするのを逃れ、この井戸の水を飲んで御影を飲いて進めたと伝えられている。伊達家は徳川幕府以来、東北の重鎮で忠義、剛烈、節制(のち剛村)へとよんだが、綱宗の時に有名な感動が起った。万治三年(一六六〇)年、伊達家は命をうけて、江戸遊覧橋から牛籠土庫に至るいわゆる強台堀を掘る任にあつたので、綱宗は工事の監督のため江戸にいた。当時二十一歳の綱宗は、一夜吉原に遊んで名妓高尾に近づき「夕涼の上の御留らせ」に工事の成り行きを顧みるひまもなかった。これを知った伊達直部宗助(政宗の末子)はこれに乗じて宗家の権力をばおうと企て、原田甲斐宗輔等の上ごまな者を網らせた。しかし綱宗はその陰謀の中にあるのを知らず、その

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

浅岡飯たきの井

浅岡の局もこれに従った。伊達直部は長男綱千代丸を母にす家の中に一味の陰謀で、最後には綱千代丸を毒殺しようとするにいたつた。浅岡の局はそれを察して綱千代丸を守り、高尾の邸で一方ならぬ苦勞をしたという。

一方伊達家に於いては綱宗が隠居してから二歳の綱千代丸が家督をつぎ、兵部宗勝は田村右京家員

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

児童扶養手当を

母子家庭に支給

中学を卒業するまで

父親と一緒に生活していない児童をもつ母子家庭に一月から児童扶養手当が支給されることになりました。現在、社会保障の一つとして、父親と死別した母子家庭に

は、母子福祉年金を支給して、これが該当しない父親と生別している母子家庭に手当を支給しよ

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」



(港区健康優良児表彰式)

うというもので、十二月一日から区役所、支所の民生課で申請を受け付けています。義務教育修了前(中学校、ろう学校)には、義務教育中の中学校に在学する場合には、その在学中の間を含む、その子をもつ母子家庭で、次の要件にあてはまるもの
1 父が死亡した児童(母子年金、母子福祉年金に該当しない時)
2 父が死亡した児童(母子年金、母子福祉年金に該当しない時)
3 父が廃疾の状態にある児童
4 父が生死不明の児童
5 父が一年以上失踪してかきみない児童
6 母が婚姻(内縁関係を含む)によらないで生まれた児童
7 父が一年以上失踪してかきみない児童
8 母子
9 養育者又は児童が公的養育施設に在籍している児童
10 養育者又は児童が公的養育施設に在籍している児童
11 養育者又は児童が公的養育施設に在籍している児童

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

生産活動の委をつかむ

工業統計調査

毎年十二月二十一日現在において、なわがての工業統計調査は、製造業所を調査するものです。この調査は、製造業所の生産のために使用された生産要素と生

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

商工相談と融資

第一、第三次曜日午後 麻布、赤坂支所
毎週金曜日 午前 高輪支所
午後 港区役所
いつでも借りられる
午前 商工融資
午後 商工融資
毎日午前九時～午後五時
(土曜午後、日曜、祝日を除く)
港区役所内 商工相談所

健康優良児表彰

みんな元気で

廿一月二十二日、三田図書館で港区健康優良児の表彰が行なわれました。この表彰は毎年区内の小学校からそれぞれ男女各一名を港区健康優良児として表彰するもの。今年はこの中から東京都審査会に竹芝小の徳武一雄君と赤羽小の山田佳世さんが推薦され、徳武君は東京都健康優良児に選ばれました。

の家族加給の制限がなく、全員の支給とされます。普通恩給(普通扶助助料)を受けている方で、戦前恩給の歳末を受けた後、一年以上七年未満の「再在職の期間がある場合は、この期間が通算されることになりましたから、改定手続をして下さい。」

港区議会

委員会メモ

特別区調査特別委員会
十一月十三日 午前十時
区長公選運動推進に関する問題
上首務行政制度の構築実現方について審議

手	当	額
児童 1人	月	800円
児童 2人	月	1,200円
児童 3人	月	1,400円
児童 以上	1人月	300円加算

年金をうけられるとき
1 母親や養育者が前年に十二万円以上の収入があつたとき(児童一人につき三万円加算する)
2 母親又はその他の受給資格者の扶養義務者が、前年に標準世帯(五人家族)で五十万円を越える所得があつたとき

港区議会

追加予算等を決めて終る

委員 教育 稲葉一郎氏選任

十一月二十四日招集された港区議会は十二月九日の本会議で、前任者の任期満了で欠員となつたため、追加予算に稲葉一郎氏を港区教育委員に補選して閉会した。

議決された主な案件は次のとおりです。

東京港区特別区税条例
現在の市町村の住民税の計算方法は、所得税を基礎としていますが、しかし国が所得税の減税を行なうと、所得税を住民税の計算の基礎としていた市町村の歳入は国の政策によつて左右されるという結果をまねいていきます。

そこで地方税制の自主性を強化するため、国税の改正があつてもこの影響がないように地方税法が改正されたので、これにあわせて区税についても改正したものを寄附受領について

区立青山保育所の幼児教育のために寄附されたテレビ一台を受領するむね議決したものと、

時間外勤務手当増加請求事件訴訟の応付について

高校中学校、青山中学校に就事する教員六十二名から東京地方裁判所に時間外勤務手当と追加金請求事件の訴訟がおこされたので、これに応付の承認を求めたものと

昭和三十六年度東京港区歳入歳出追加予算(修正第五号)
この追加予算は今年度第四目のもので、歳入で特別区民税の自然増収約三千万円、都庁支出金千四百万円等で合計約四千五百万円となり、当初予算から合計すると歳入は総計二千二百五十八万五千円となります。

またこの追加予算の歳出をみると道路の補修費五百八十六万円、中小工業に従事する労働者の表彰の費用二十六万円、学校の窓サッシ、床の張りかえなどの費用三千八百万円などがあつて、

年末の

窓口事務

区役所は十一月二十九日から一月三日まで休になります。次の事務は左記のとおり取り扱ひをしていきます。

税務事務 二十九日 平常通り
二十九日 午前中
配給事務 二十九日 三十日午前中
印刷証明 二十九日 三十日午前中
土木事務 二十九日 三十日平常通り
建築事務 二十九日 午前中
健康保険事務 二十九日 午前中
三十日 午前中

36年度上半期の

港区財政の現状

「港区の財政事情」——つまり港区のふとろ具合については毎年二回その概要を発表していますが、昭和三十六年度上半期の現状は次のとおりです。

昭和三十六年度予算の九月三十日現在の予算現額は

会 計 名	予算現額
一 般 会 計	1,732,404,400
国民健康保険事業特別会計	183,312,500
費屋事業特別会計	35,316,680
合 計	1,951,033,580

また年末年始という特別な時期です。だから父兄として次の点に注意したいものです。

1 年末年始は家長委員の皆さんの機会が多くなるので、なんでも話し合えるようにする。

2 年末のいそがしいときは、子供の能力にあつた仕事を任せ、任事が終つたら「おぞらい」と「はげまし」の言葉を贈る。

また、こすかいの使い方にも気を

となつております。

一般会計歳入の科目別の割合を見ますと歳入予算に対して

特別区税……六〇・七％
一、〇五〇、七〇七、三六〇円
都庁支出金……一六・九％
二九一、〇八三、四五〇円
雑収入……八・四％
一四五、四四五、七四八円
雑収入……一七〇、三五五、三七〇円
その他……一四・四％
となつており特別区税の収入が、区役所の行なう各種事業にとつて重要な財源であることがうかがえます。

また歳出予算に対する科目別の割合を見ますと

区役所費……三二・一％
五三九、三八六、八六〇円
土木費……一一・三％
一一九、五七六、三〇〇円
教育費……三六・五％

教育相談

毎週火曜日 一時～四時
神明小学校
城南中学校

つき、その使い方については自然な会話の中で指導すると共に、交通事故については充分注意する

区民の負担額

また九月末日現在の人口二十五万六千三百三十七名と世帯数七万四千二百七を基準として、区民の負担額を計算すると次の表のとおりとなります。

区 分	昭和36. 9. 30
1 人当り平均負担額	5,776
1 世帯当り平均負担額	19,938

義務教育費支出

全国でトップ・クラス

区立の小中学校に在学する児童、生徒一人ひとりのための公費が使われているか、存在でしょうか。これは区民税を納めている区民として興味ある問題であるかと思ひます。教育委員会では、毎年の義務教育費の支出について統計をとつていますが、三十五年度における区立小中学校及び区立幼稚園の児童生徒一人当りの公費支出額がわかりました。

三十五年度における港区の区立小中学校及び区立幼稚園に在学する児童、生徒に支出した公費は一人当り

中学校……三万五千百一十六円
小学校……二万八千一三三円
幼稚園……二万二千二四二円

となつており、都内平均にくらべると上位を占めています。

港区の義務教育費は区の財政上の支出の三分の一強を占める額となつていますが、これは、この教育費がどのように活用されているか、三十五年度分の調査集計から、そのあらましをお知らせします。

三十五年度には約九億八千万円が教育費として支出されました。

つまりこの額が小学校、中学校、幼稚園まで、あわせて四十二校の児童、生徒三万二千六百四十四名に使われた公費です。

この費用は区が支出したもので、この約九億八千万円の内訳は教育費全体の七五％で約七億八千万円を占めています。



小学校第三位
中学校第四位

これら港区の児童、生徒一人当りの義務教育費を全国的にみまると、三十五年度分は集計中なの

で三十四年度分まで小学校が全国で第三位、中学校が全国で第四位とトップ・クラスに入つていました。

学 校 種 別	全 国 順 位	地 区 別	支 出 額
中 学 校	1位	中央区	23,496円
	2位	府中市	23,305円
	3位	青野市	22,915円
	4位	港 区	22,002円
小 学 校	1位	千代田区	25,757円
	2位	中央区	22,321円
	3位	港 区	19,433円

また、社会教育費は約四千万円で、このうち図書館経費が三千万円あり、そのほか成人学校、青年学校、体育行事費、社会教育活動費などが約六百五十万円です。区民一人当りの社会教育費は九十九円となつています。

法律相談
毎週水曜日 一時
麻布会館



健康を守る
国民健康保険

昭和三十四年十二月から始まつた国民健康保険には、すべての人が入らなければなりません。ただし次の人は除外されています。

① 職場の健康保険に加入している人とその家族
② 外国人とその家族
③ 治療や入院ができる
④ お産した時、助産費を支給
⑤ 死亡した時、葬祭費を支給

メートル法で
一升は一、八リットル

現在、両方使つてゐる「はかり」などのうち、尺貫法の目盛とメートル法の目盛のついた併用のものも、来年一月から使えなくなります。

そこで、これらの計量器は、早くメートル法の目盛だけに修理、改造するようお願ひします。

修理、改造の方法

台(皿)手動はかりの場合
○できるだけ新しいのを買う
○はかりの本体を生かして、目盛をおだけを取り替へ、検定をうけから使用する。
○やむを得ないときは、目盛さ

1尺は	0.30メートル
1升は	1.80リットル
1貫は	3.75キログラム
1米は	3.3尺
1坪は	0.6キログラム
1平方米は	10平方尺

国民健康保険
健康を守る

保険料(年間) 一八六四円(前年度区民税の90%)
医師への支払

保険で医者にかつたときは、世帯主は医療費の三割、その家族は半額を支払えばよいのです。ただし次の人は除外されています。

診療をうけられる期間

保険で治療をうけられる期間は他の健康保険では、三年ですが、国民健康保険では、被保険者の資格がある間は治療をうけることができます。

被保険者証をなくしたとき、死亡したときはすぐ再交付の手続きをして下さい。

おのづかの目盛を前よりも方法がありますが、あまり好ましくありません。

指示はかなりの場合新しいものを取り替へる方法もありますが、誰にでもできる方法としては、買の目盛に、ビニールの色テープを貼りつけたり、エナメル等で買の目盛をわりつたすこともできます。